

# 主な交渉議題：6条(市場メカニズム)

◆6条2項の下で、我が国が実施する二国間クレジット制度(JCM)等、各国が実施する市場メカニズムを削減目標に活用。

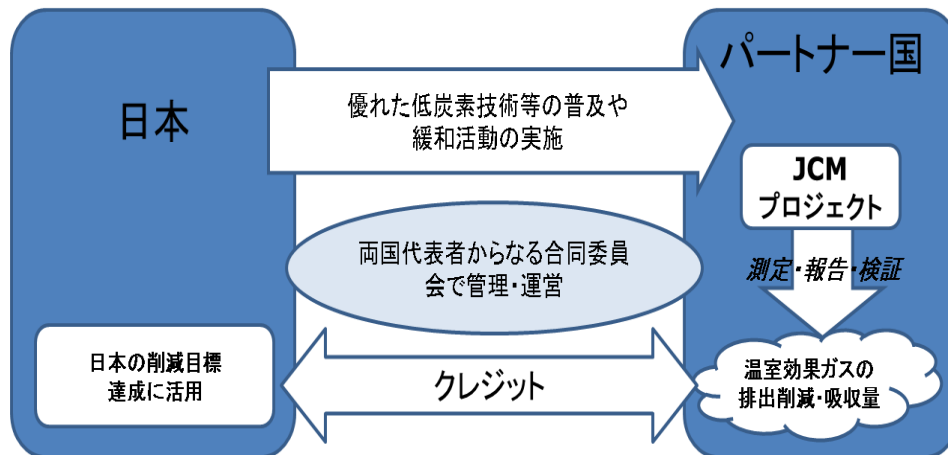
【主要論点】 ダブルカウント(二重計上)の防止ルール(相当調整)の確保等

◆6条4項の下で、国連が管理する市場メカニズム(6条4項メカニズム)を設立(京都議定書のメカニズムであるクリーン開発メカニズム(CDM)に似る)

【主要論点】

- ・相当調整の、6条4項メカニズムへの適用
- ・京都メカニズム下のプロジェクト及び2020年以前のクレジットのパリ協定への移管可否

## 二国間の市場メカニズム(JCMなど)(6条2項)



## 国連管理型メカニズム(6条4項)

- ・6条4項の委員会を国連に置き、ルール、ガイドライン、方法論の策定及び改訂、プロジェクトの登録、クレジットの発行を行う。

## 重要な論点

6条4項の相当調整	ダブルカウント防止のルールを6条4項の国連管理メカニズムや国際航空のオフセットメカニズム(CORSIA)に対しても適用
京都メカニズム(CDM)の移管	京都議定書下のメカニズム(クリーン開発メカニズム: CDM)のプロジェクト及び2020年以前に発行されたクレジットをパリ協定に移管
6条2項へのSOP(手数料)	JCMなど6条2項の協力的アプローチに対する「手数料(share of proceeds; SOP)」の徴収

## 技術的論点

ITMOs(国際的に移管される緩和の成果)定義	トンCO2以外の単位(例えば, 再生可能エネルギーの発電量MWhなど)についてもITMOsに含めるべき
NDCの中外	NDCに含まれない排出量及びセクター等についても相当調整の対象とする。
6条2項の中央管理	6条4項ボディによる6条2項の国連管理。国際取引ログの強制接続
全体削減(OMGE)	地球全体の削減を達成(Overall Mitigation in Global Emmission)
6条8項のガバナンス	6条8項(非市場アプローチ)のための恒久的な組織の設立